



埼玉県報

第 2776 号
平成 28 年(2016 年)
2 月 26 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター）
- 不当景品類及び不当表示防止法に規定する身分を示す証明書の様式に係る告示の一部改正（消費生活課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福

社課)

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 県営土地改良事業三沢・坂本地区（中山間地域総合整備事業）の工事完了（秩父農林振興センター）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 狭山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 小川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 児玉都市計画事業児玉南土地地区画整理事業の換地処分のお知らせ（市街地整備課）
- 現場写真作成装置用プリントパックに関する入札公告（会計課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

規 則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び埼玉県立大宮北特別支援学校」を「、埼玉県立大宮北特別支援学校及び埼玉県立岩槻特別支援学校」に改め、同条第二項の表中「埼玉県立大

宮北特別支援学校さいたま西分校」を「さいたま市西区大字西遊馬千六百一番地」を
「埼玉

玉県立大宮北特別支援学校さいたま西分校」を「さいたま市西区大字西遊馬千六百一番

地
玉玉県立岩槻特別支援学校伊奈分校」を「北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地

に改める。

別表埼玉県立岩槻特別支援学校の項中

小学部	六年	学校教
中学部	三年	学齡児
		にか
		玉県立
		に
		学齡生
		にか
		玉県立
		に
		通院し
		神疾患
		のため
		療セン
		いる者

育法に規定する 童で慢性疾患等 り療養のため埼 小児医療センタ 院し、若しくは ている者又は精 等にかかり療養 埼玉県立精神医 ターに入院して	育法に規定する 徒で慢性疾患等 り療養のため埼 小児医療センタ 院し、若しくは ている者又は精 等にかかり療養 埼玉県立精神医 ターに入院して
---	---

を

伊奈分 校		中 学 部	小 学 部
中学部	小学部	三年	六年
三年	六年		
学校教育法に規定する 学齢生徒で慢性疾患等 にかかり療養のため埼 玉県立小児医療センタ ーに入院し又は通院し ている者	学校教育法に規定する 学齢児童で精神疾患等 にかかり療養のため埼 玉県立精神医療センタ ーに入院している者	学校教育法に規定する 学齢生徒で慢性疾患等 にかかり療養のため埼 玉県立小児医療センタ ーに入院し又は通院し ている者	学校教育法に規定する 学齢児童で慢性疾患等 にかかり療養のため埼 玉県立小児医療センタ ーに入院し又は通院し ている者

のため 療セン いる者

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人空き家活用リンク
- 三 代表者の氏名
齋藤 正也
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市川口二丁目四番六、千三百一号コンフォートステージ
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民から依頼のあった放置空き家等の再生活用を主とし、行政と協働のもと所有者に働きかけ適正な管理委託又は処分等を促す活動を目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人NPOすけっと
- 三 代表者の氏名
堂前 文義
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字小泉四番地九十六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民と互いに支えあい、安心して暮らせる健全なまちづくり
に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県中央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まごころネットワーク
- 三 代表者の氏名
新井 道義
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市愛宕三丁目二番三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害のある人及びその家族を対象として、地域社会での自立や生活の質的向上を目指した生活サポートの事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライフサポート

三 代表者の氏名

松島 民幸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市岡部二千十四番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者の一人ひとりが大切にされ、各人の能力が発揮でき、地域社会を実現することを目的とする。

告示

埼玉県告示第二百二十八号

平成二十一年埼玉県告示第八百二十一号（不当景品類及び不当表示防止法に規定する身分を示す証明書の様式に係る告示）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

様式（表）中「第9条第1項」を「第29条第1項」に改め、同（裏）を次のように改める。

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

第29条 内閣総理大臣は、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその若しくはその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～10（略）

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

第37条 第29条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

第23条 法第33条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第7条及び第29条第1項の規定による権限に属する事務（同項の規定による権限に属する事務にあっては、法第7条第1項の規定による命令を行うため必要があると認める場合におけるものに限る。）は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。（略）

告 示

埼玉県告示第二百二十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県戸田市新曾南三丁目六千八百六十六番の一部、六千八百八十二番の一部、四丁目六千七百四十一番一の一部、六千七百四十一番十の一部）

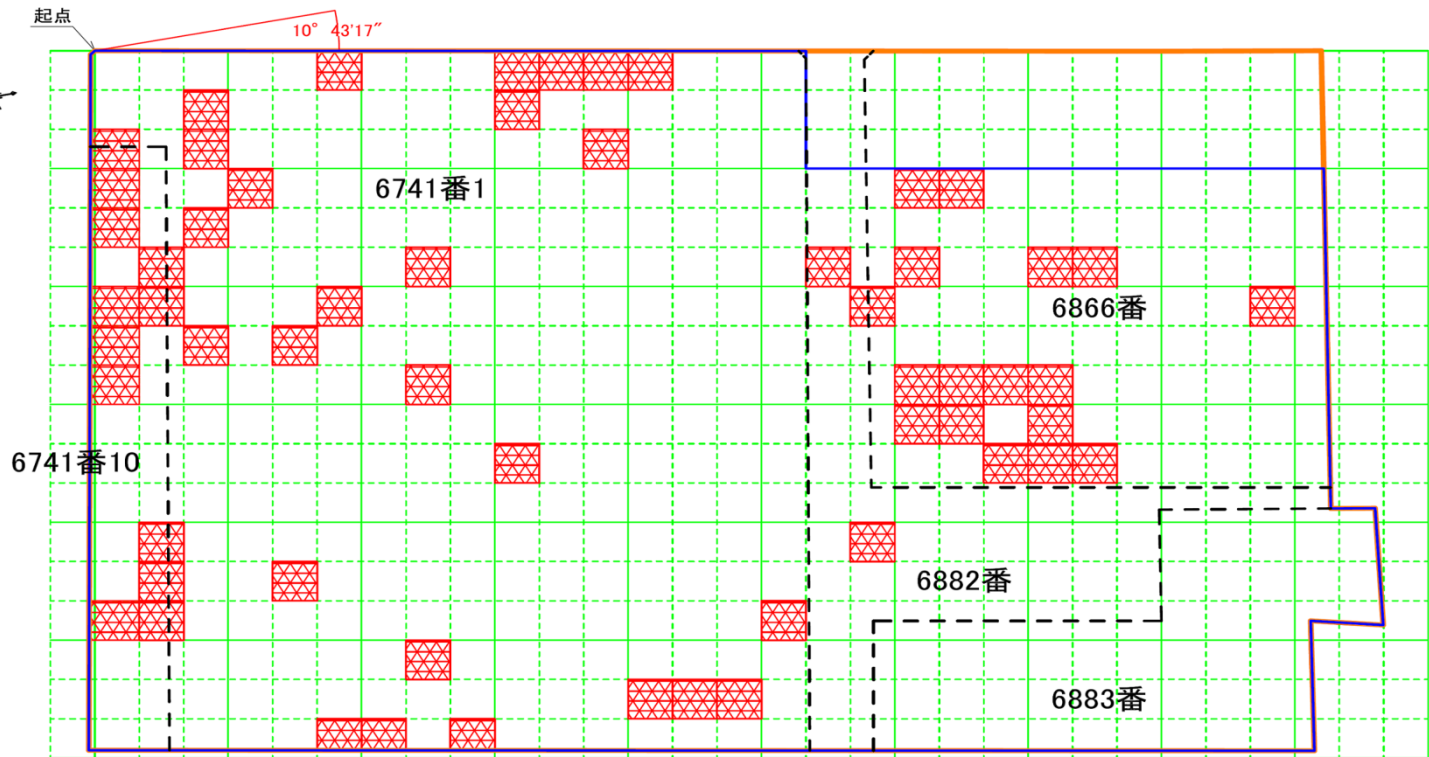
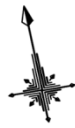
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物


三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類


水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

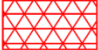
別図



0 5m 10m 20m 30m

 : 敷地境界線

 : 調査対象範囲

 : 形質変更時要届出区域に指定する範囲

起点

起点の場所：調査対象地の最北端とする。
起点の位置：埼玉県戸田市四丁目6741番1の敷地境界の最北端である。

格子の回転角度：10度43分17秒

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと並行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第二百三十号

行田市から行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
医療法人 徳明会 小室クリニック	徳明会 医療法人 徳明 飯能市八幡町二二三 会	平成二十八年一月 一日	
金崎内科医院	金崎 聖伸	北足立郡伊奈町内宿台 三―四〇	平成二十八年一月 一日
医療法人 城谷医院	医療法人 城谷 秩父市東町二三―七 医院	平成二十七年十二 月一日	
医療法人 仁寿会 山田クリニック	仁寿会 医療法人 仁寿 羽生市上新郷五九三九 会	平成二十八年一月 一日	
きたはたファミリー クリニック	北畑 有司	所沢市小手指南四―一 三―六	平成二十八年一月 一日
おぼら内科腎クリニ ック	小原 功裕	富士見市関沢一―一― 一八	平成二十八年二月 一日
中条クリニック	横路 謙次郎	熊谷市上中条一二七九 ―二	平成二十八年一月 一日
あおば歯科医院	久中 実	富士見市ふじみ野東一 ―八―一 押田ビル一 ―一	平成二十八年二月 一日
金井デンタルクリニ ック	金井 章	深谷市上柴町西一―二 三―二三	平成二十八年一月 一日
イーズ歯科クリニッ ク	野中 康弘	狭山市富士見二―二― 一―二七―B	平成二十八年一月 一日
わかば歯科クリニッ ク	菅原 友章	三郷市早稲田二―一― 一九	平成二十八年一月 一日
けやき歯科	大橋 光生	坂戸市千代田四―二― 一	平成二十八年二月 一日

のぶしま矯正歯科	医療法人 三美会	蕨市塚越一―七―四	平成二十八年二月一日
湯原歯科クリニック	医療法人社団 健雄会	所沢市東狭山ヶ丘六 一―二七七五―三	平成二十八年一月一日
青木歯科医院	青木 隆慶	朝霞市溝沼泉水前七 八〇	平成二十八年一月一日
ベストデンタルクリニック	古畑 恒和	深谷市長在家一七六 〇― ベイシアフー ドセンター深谷川本店	平成二十八年一月一日
フラワーデンタルオフィス・フラワー歯科	医療法人 フラワ ーデンタルオフィス	加須市花崎北一―一 八―二―一階	平成二十八年一月一日
岩崎歯科医院	岩崎 秀広	蓮田市末広二―七― 九	平成二十八年一月一日
小林歯科医院	小林 弘二	春日部市上蛭田五三 六―一	平成二十七年十二 月二十五日
大塚歯科医院	大塚 哲郎	熊谷市本石一―一六 一―三	平成二十七年十月一日
ゆもとデンタルクリニック	湯本 欣也	久喜市久喜本六九― 二	平成二十七年七月一日
ふじみ野薬局	有限会社 ビーラ イク	ふじみ野市大原一― 一―一四	平成二十八年一月一日
はちまん町薬局	株式会社 ヴェル ペンファルマ	飯能市八幡町三―二 〇	平成二十八年一月 七日
アイセイ薬局 松原 団地店	株式会社 アイセ イ薬局	草加市松原一―七― 二二―B	平成二十八年二月 一日

尾崎 造	氏名	住所	
阿部整骨院	名称	施 術 所	
富士見市鶴瀬東一―一 〇―三六―一〇二	所在地	指定年月日	
一日		平成二十七年十二月	

二 指定施術機関

訪問看護ステーション ココ	株式会社 ココ	川口市南鳩ヶ谷五― 三三―一八 アーバ ンヒルズ三〇六	平成二十八年一月 一日
訪問看護のゼロ	有限会社 Z E R 〇ファーム	東松山市六軒町二二 ―二八	平成二十七年十月 一日
若泉の里			
シニアパーク 訪問 看護ステーション ト株式会社		本庄市若泉一―一 三九	平成二十八年二月 一日
こ シニアパーク 訪問 看護ステーション ト株式会社	株式会社 セイフ	所沢市東所沢和田三 ―五―一―ハンビ ―タウン三〇二	平成二十八年一月 二十五日
ケアウエスト訪問看 護ステーション	エスト	南埼玉郡宮代町西条 原五九九―一	平成二十八年一月 一日
訪問看護ステーション そよかぜ	医療法人 丘病院	狭山市水野一〇二六 ―八	平成二十八年三月 一日
有限会社 アイリス 薬局	ス薬局 アイリス 有限会社	蕨市塚越五―五四― 一〇	平成二十八年一月 十二日
アロン薬局 松原団 地駅前店	oming Soul 株式会社	草加市松原一―七― 二二―F	平成二十八年二月 一日

野中 亮佑	中 謙次郎	齋野 洋司	中村 美智子	島田 利奈	五藤 哲児	大崎 益弘	益子 秀俊	柴田 博紀	寺井 良	卷川 優太	佐藤 久典	古謝 昌浩
常心接骨院	たぬきの森整骨院	クローバー整骨院	中村接骨院	メデイカルサポートまごころ株式会社	五藤治療院	訪問マッサージスマイル	株式会社 孫の手 倶楽部 千住マツサージ治療院	在宅マッサージ・ピース	ひだまり治療院	八條治療院	からだ元気治療院	熊谷・行田店
宮城県黒川郡富谷町 ひより台二一三七	東京都北区浮間三 三一二二	和光市本町一九一三 一〇一	蕨市南町三一二一 五一F	狭山市富士見一一一 三一一 メゾンD 富月一 士見三〇二	和光市下新倉四一九 一三三	所沢市若狭三一二五 五五一一〇	所沢市上新井四一七 八一二〇	東京都足立区千住宮元町二七一三	草加市瀬崎町二一三 六一三二	さいたま市北区宮原町 三一四三六一一 八月一日 イツ大宮宮原四〇四	八潮市八條二八三二 一七	行田市長野一四一 三〇
平成二十八年二 月一日	平成二十八年二 月一日	平成二十八年一 月四日	平成二十八年一 月一日	平成二十八年二 月一日	平成二十八年二 月八日	平成二十八年一 月十一日	平成二十八年一 月一日	平成二十八年一 月一日	平成二十八年一 月二十二日	平成二十八年二 月三日	平成二十八年一 月四日	

告示

埼玉県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
新白岡デンタルクリニック	所在地	白岡市高岩七六五 ー 新白岡医療ビル二〇一	白岡市新白岡四一三 ー 三 新白岡駅前ホスピタリティーパーク2F
大慶堂訪問看護ステーション	名称	大慶堂訪問看護リハビリステーション	大慶堂訪問看護ステーション
ライフケア訪問看護リハビリステーションふじみ	所在地	富士見市西みずほ台一ー一ー三 東武みずほ台サンライトマンションもみの木一ー二	富士見市東みずほ台二一五ー六 マロンストリームⅡ一〇五号

二 指定施術機関

名称	変更事項	変更前	変更後
圓藤 展丈	施術所名称	まごころサポートセンター越谷	ぽっぽ
	施術所所在地	越谷市蒲生四一ー二 ー 二一ー一〇一	群馬県邑楽郡板倉町海老瀬七四四一五

渡邊 研仁	
施術所所在地	施術所名称
二七 二F 草加市住吉一―五―	CURE ヒーリングルーム
二五 一F 草加市住吉一―三―	CURE草加店 ヒーリングルーム

告 示

埼玉県告示第二百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
城谷医院	秩父市東町二二一七	平成二十七年十一月三十日
鈴木歯科医院	久喜市久喜東二一六一 三〇 フジタ第三ビルF	平成二十八年一月三十一日
フラワーデンタルオフィス・フラワー歯科	加須市花崎北一八一 二	平成二十七年十二月三十一日
ベストデンタルクリニック	深谷市長在家一七六〇一 一 ベイシアフードセンタ 一 深谷川本店	平成二十七年十二月三十一日
大塚歯科医院	熊谷市本石一六一三	平成二十七年九月三十日
ふじみ野薬局	ふじみ野市大原一八一 一四	平成二十七年十二月三十一日
アロン薬局 東川口店	川口市戸塚東三一三一 一	平成二十七年六月三十日
金崎内科医院	北足立郡伊奈町内宿台三 一四〇	平成二十七年十二月三十一日
湯原歯科クリニック	所沢市東狭山ヶ丘六一二 七七五一三	平成二十八年一月一日
医療法人 徳明会 小室クリニック	飯能市柳町八一九 三北斗ビル	平成二十七年十二月三十一日
はちまん町薬局	飯能市柳町八一九 三北斗ビル	平成二十八年一月六日

金井歯科医院	深谷市上柴町西一―二三 ―二四	平成二十七年十二月九日
岩崎歯科医院	蓮田市末広一―一六	平成二十七年十二月三十一日
小林歯科医院	春日部市上蛭田五七二― 一	平成二十七年十二月二十四日
けやき歯科クリニック	坂戸市末広町三―一	平成二十八年一月十二日
有限会社 アイリス薬局	蕨市塚越七―二八―三	平成二十八年一月十二日
ファミリー薬局	川口市中青木三―九―一 ―一〇二	平成二十八年一月三十一日
医療法人仁寿会 山田病院	羽生市上新郷五九三九	平成二十七年十二月三十一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
神谷 竜司		Smile & Youth 本所一丁目整坂コーポ一階 骨院	東京都墨田区本所一 ―四―一四 第二國	平成二十八年一月四日

告 示

埼玉県告示第二百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		所在地		開設者名		サービスの種類		指定年月日	
株式会社 古谷福祉音芸 居宅介護支援事業所		熊谷市肥塚 五五三一 三		エテルネル株式会社		介護予防通所介護		平成二十七年 十二月一日	
株式会社 古所 居宅介護支援事業所		所沢市星の宮二一三 二九		株式会社 古谷福祉音芸		居宅介護支援		平成二十七年 十一月一日	
居宅介護支援事業所 ぎざな		坂戸市関間 四一 一四		メデイホーム株式会社		居宅介護支援		平成二十七年 十二月一日	
狭山フォレスト歯科クリニック		狭山市入間森 川一〇二五 山内		洋一		居宅療養管理指導		平成二十八年 二月一日	
フラワー薬局 草加氷川町店		草加市氷川町二一四九 小菅ビル一階		サンハルク株式会社		居宅療養管理指導		平成二十八年 二月一日	
エルム薬局		熊谷市太井 一六四〇 二		アド 有限会社 ニス		介護予防居宅療養管理指導		平成二十八年 三月一日	

介護予防 安朝霞市西原 心のおせわ く広場	さくら薬局 戸田新曾南	一五	戸田市新曾 南一―九―	ショ ダル コー ポレ ン	クラフト 株式	通所介護	介護予防 居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	平成二十六年 七月一日	平成二十七年 十月一日	平成二十七年 十月一日
--------------------------------	----------------	----	----------------	---------------------------	------------	------	----------------------	--------------	----------------	----------------	----------------

告 示

埼玉県告示第二百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
介護センター ベルケア	所在地	川口市中青木 五―七―二六 メゾンタチ バナB二〇六 号	川口市上青木 三―一―一四 二―一三 川 口学園台スカ イハイツ	居宅介護支援
わかば薬局 白 岡店	所在地	白岡市高岩七 六五―一	白岡市新白岡 四―一三―三	居宅療養管理指導
グループホーム ひだまりの家 栗橋	所在地	久喜市小右衛 門八八七―一	久喜市栗橋一 三四二―一	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護
訪問介護事業所 ユーカリ	所在地	坂戸市芦山町 二―八 芦山 ビル一〇七	坂戸市坂戸一 四〇六	訪問介護
指定居宅介護支 援事業所 ユー カリ	所在地	坂戸市芦山町 二―八 芦山 ビル一〇七	坂戸市坂戸一 四〇六	介護予防訪問介護 居宅介護支援
ルロワリハビリ デイサービスセ ンター	名称	ルロワ東松山 デイサービス センター	ルロワリハビリ デイサービス センター	通所介護 介護予防通所介護

告 示

埼玉県告示第二百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

在宅ケアサービス ソラスト川口	名称
二一〇	所在地 川口市弥平二一〇
居宅介護支援	サービスの種類
平成二十八年一月 一日	休止年月日

告 示

埼玉県告示第二百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
湯原歯科クリニック	所沢市東狭山ヶ丘 六―二七七五―三	居宅療養管理指導	平成二十八年一月一日
ファミリー薬局	川口市中青木三― 九 青木町ハイツ 一―一〇二	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十八年一月一日
アミカ川口介護センター	川口市幸町一―一 一―一 フクロク ハイマンションニ 号館四〇五号室	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十八年一月三十一日
鴻巣アメニティショップ プそよ風	鴻巣市東一―一― 二五	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十八年二月二十九日
デザイナービスらく楽 上尾	上尾市川一―二九 一―一六	福祉用具貸与	平成二十八年一月三十一日
デザイナービスらく楽 鴻巣	鴻巣市箕田三八― 一―一三	介護予防福祉用具 貸与	平成二十八年一月三十一日
デザイナービスらく楽 桶川	桶川市泉二―一五 一―二三	通所介護	平成二十八年一月三十一日

告 示

埼玉県告示第百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツモトビル

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字俣埜三百五番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計十四者

（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計十三者

ハ 変更年月日

平成二十七年十月三十一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年二月十日

二 縦覧期間

平成二十八年二月二十六日から平成二十八年六月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年二月二十六日から平成二十八年六月二十六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツモトビル

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字俣埜三百五番地一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二五二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二〇二台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分

第二駐車場 午前六時三十分から午後十時

第三駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分

第四駐車場 午前六時三十分から午後十時

第五駐車場 午前六時三十分から午後十時

第六駐車場 午前六時三十分から午後十時

（変更後）第一駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分

第二駐車場 午前六時三十分から午後十時

第四駐車場 午前六時三十分から午後十時

第五駐車場 午前六時三十分から午後十時

第六駐車場 午前六時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 七か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十八年十月十一日

ニ 届出年月日

平成二十八年二月十日

二 縦覧期間

平成二十八年二月二十六日から平成二十八年六月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年二月二十六日から平成二十八年六月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンドラッグ朝霞三原店

埼玉県朝霞市三原二丁目三百二十二番地五

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 埼玉県生活環境保全条例により、駐車場の管理者は、その駐車場の利用者に対して、アイドリング・ストップを実施するよう周知することとされています。荷捌き等の作業中におけるアイドリング禁止の指導と併せ、一般の駐車場利用者に対しても啓発看板等により、アイドリング・ストップの周知徹底をお願いします。

(2) 早朝や夜間における騒音については、特に近隣住民への配慮をお願いします。

(3) 当該地付近の道路は、朝霞第五小学校と朝霞第三中学校の通学路に当たります。児童生徒の登下校時間帯は車両の通行及び児童生徒の安全確保に配慮くださるようお願いいたします。

(4) 事業所のごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、廃棄物の減量に努め、許可業者に委託するなど適正に処理してください。

二 縦覧期間

平成二十八年二月二十六日から平成二十八年三月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百四十一号

県営土地改良事業三沢・坂本地区（中山間地域総合整備事業）の工事を平成二十七年三月十七日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在 地	面積（平方メートル）
前田 史朗	埼玉県さいたま市見沼区大字南中野三百九十五番地一 グローブコートEー二百一	埼玉県さいたま市見沼区大字見山百四十八番ほか一筆	一、〇六〇
相澤 初夫	埼玉県加須市平永四百六十一番地	埼玉県加須市戸崎字鍵谷七百四十二番ほか一筆	一、三五一
青木 春夫	埼玉県加須市戸崎二百四十番地	埼玉県加須市戸崎字鍵谷七百二十九番ほか三筆	四、七五三
アグリファーム株式会社	埼玉県加須市栄三百二十番地一	埼玉県加須市栄字中野七百七十六番ほか三筆	三、八八五
阿部 信一	埼玉県加須市戸崎三百九十一番地	埼玉県加須市戸崎字鍵谷七百十一番ほか十六筆	一三、〇九三
阿部 宗治	埼玉県加須市戸崎四百九十二番地	埼玉県加須市戸崎字城附四百二十五番一ほか三筆	二、七五二
阿部 弘正	埼玉県加須市戸崎五百七十番地	埼玉県加須市戸崎字城附五百四十四番ほか六筆	四、九一四

今泉 栄一	稲村 三喜	井田 潜一郎	井田 一則	五十畑 義一	和泉 朝男	石橋 清	石塚 康雄	石塚 清光	飯塚 一	飯野 恒義	天沼 伸治
埼玉県加須市戸崎 五百二十六番地	埼玉県加須市本郷 四百七十三番地	埼玉県加須市栄二 百四十一番地一	埼玉県加須市栄二 百四十九番地一	埼玉県加須市柳生 三百七十番地	埼玉県加須市栄八 百七十六番地	埼玉県加須市栄百 二十三番地	埼玉県加須市上高 柳六百七十六番地	埼玉県加須市愛宕 一丁目二番四十三 号	埼玉県加須市栄二 千八百一番地	埼玉県加須市戸崎 三百一番地四	埼玉県加須市戸崎 千四百一十一番地一
埼玉県加須市戸崎 字城附四百二十八 番一ほか三筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百八十七番 一	埼玉県加須市栄字 下居尻五百三十五 番二ほか二十筆	埼玉県加須市栄字 西田千四十四番ほ か四筆	埼玉県加須市栄字 高野千六百二十七 番ほか一筆	埼玉県加須市栄字 下居尻五百七十四 番一ほか三筆	埼玉県加須市栄字 本田百八番ほか一 筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百二十 四番ほか一筆	埼玉県加須市上高 柳字広島千五十九 番二	埼玉県加須市栄字 高野千六百三十一 番	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百一番一 ほか十九筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷八百八十七 番ほか三筆
四、 三二八	五六五	二八、 四二五	六、 九三三	二、 二九九	三、 三一六	一、 九九八	一、 二四九	二、 〇〇〇	九九八	一三、 七九六	七、 一九七

小櫃 勇	小熊 光浩	小熊 克次	奥貫 光治	奥貫 清己	奥貫 章	江原 憲一	江川 博久	内田 美佐子	臼倉 恵一	今泉 光弘	今泉 隆夫
埼玉県加須市戸崎 六十七番地	埼玉県加須市戸崎 二百八十四番地	埼玉県加須市戸崎 六十一番地	埼玉県加須市栄九 十二番地	埼玉県加須市栄三 百六十五番地	埼玉県加須市栄三 百六十五番地一	埼玉県加須市上高 柳八百七十五番地	埼玉県加須市栄千 九百四番地	埼玉県加須市栄千 三百四十三番地	埼玉県加須市戸崎 二百四十五番地	埼玉県加須市戸崎 四百五十七番地	埼玉県加須市戸崎 四百四十三番地
埼玉県加須市戸崎 字広島九百四十五 番一	埼玉県加須市戸崎 字城附五百七十一 番一ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷九百五番ほ か二十二筆	埼玉県加須市栄字 本田二十九番一ほ か一筆	埼玉県加須市栄字 中新田二百二十七 番一ほか十二筆	埼玉県加須市栄字 中新田二百三十六 番ほか二十四筆	埼玉県加須市上高 柳字広島千四十五 番ほか四筆	埼玉県加須市栄字 上居尻千二百十番 一ほか二筆	埼玉県加須市栄字 下居尻五百七十七 番ほか七筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百五十四 番	埼玉県加須市戸崎 字城附四百六十一 番ほか八筆	埼玉県加須市戸崎 字城附四百二十四 番一ほか八筆
一四〇	一、 七九六	二五、 〇二九	一、 二八四	一九、 九四八	二七、 九六四	六、 三四六	五、 二一五	一二、 五四三	二、 七一四	九、 七二九	八、 七一六

小林 史男	小林 つや子	小林 恒夫	小林 榮	小林 栄	小林 憲司	川島 孝之	亀田 美知雄	鎌田 武	鎌田 明	加藤 繁雄	加藤 喜市
埼玉県加須市栄百 三十四番地	埼玉県加須市栄三 百九番地	埼玉県加須市栄百 二十六番地	埼玉県加須市栄千 四百二十二番地	埼玉県加須市栄三 十一番地	埼玉県加須市栄千 四百四十四番地	埼玉県加須市戸崎 三十番地	埼玉県加須市栄二 千三百五番地一	埼玉県加須市戸崎 四百八十二番地	埼玉県加須市戸崎 四百九十三番地	埼玉県加須市栄百 九十八番地	埼玉県加須市栄三 百十三番地
埼玉県加須市栄字 西田千二十八番ほ か三筆	埼玉県加須市栄字 西田千二百二十四番 一ほか一筆	埼玉県加須市栄字 西田千四十一番ほ か一筆	埼玉県加須市栄字 高野千七百十二番 ほか三筆	埼玉県加須市栄字 西田千二十五番ほ か九筆	埼玉県加須市栄字 上居尻千二百五番 一ほか十三筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下九百九十 八番一ほか六筆	埼玉県加須市栄字 高野千七百十四番 ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字城附四百二十九 番一ほか六筆	埼玉県加須市戸崎 字城附四百二十三 番一ほか九筆	埼玉県加須市栄字 西田千百三十番ほ か四筆	埼玉県加須市栄字 西田千二十六番ほ か一筆
五、 〇一〇	二、 七二三	四、 八六三	六、 四九四	一四、 四八四	一二、 五二一	四、 六五〇	二、 五五〇	五、 二五四	一一、 三四二	一一、 〇三三	三、 三八五

正能 芳友	正能 輝夫	清水 明	渋谷 一弘	塩崎 博	齊藤 政雄	近藤 一則	小谷野 洋一	小林 ヨシ子	小林 彌市	小林 正之	小林 正夫
埼玉県加須市戸崎 二百四番地イ号	埼玉県加須市戸崎 二百三番地	埼玉県加須市戸崎 六百十八番地二一	埼玉県加須市鴻荃 二千二百三十六番 地九	埼玉県加須市鴻荃 千九百八十一番地	埼玉県加須市上高 柳千七十五番地	埼玉県加須市栄八 百二十一番地	埼玉県加須市正能 九百五十番地	埼玉県加須市栄十 七番地一	埼玉県加須市栄百 三十五番地	埼玉県加須市栄千 四百六十番地	埼玉県加須市栄五 十八番地
埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百六十九 番ほか九筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷八百三番二 ほか二筆	埼玉県加須市戸崎 字城附六百二十五 番ほか三筆	埼玉県加須市戸崎 字城附六百六十七 番一ほか七筆	埼玉県加須市上高 柳字広島千五十六 番一ほか四筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百二十 五番一ほか二筆	埼玉県加須市栄字 下居尻五百三十五 番一ほか八筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷八百七十六 番ほか一筆	埼玉県加須市栄字 中野七百八十六番	埼玉県加須市栄字 西田千四十二番	埼玉県加須市栄字 高野千七百四番ほ か九筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南二百二番二 ほか四筆
八、 二〇六	三、 八一七	五、 六三七	六、 〇七九	一〇、 四二九	三、 五二六	六、 五九二	一、 七八九	六 三四	八〇一	一八、 六七〇	九、 二八五

多田 よし子	多田 光利	竹田 喜市	田口 久	田口 治樹	高橋 雅一	高橋 久次	高橋 栄吉	関根 忠志	鈴木 吉明	鈴木 豊茂	菅沼 基量
埼玉県加須市栄五 百五十四番地一	埼玉県加須市栄八 百四十九番地	埼玉県加須市栄百 九十番地二	埼玉県加須市栄五 百六十六番地	埼玉県加須市栄八 百九十番地	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地三	埼玉県加須市栄二 百二十一番地	埼玉県加須市本郷 五百七十五番地一	埼玉県加須市戸崎 百八十二番地	埼玉県加須市栄五 百五十七番地一	埼玉県加須市駒場 百九十番地	埼玉県加須市栄千 二百番地
埼玉県加須市栄字 下居尻五百四十九 番一ほか十二筆	埼玉県加須市栄字 鷹匠七百十二番一 ほか十二筆	埼玉県加須市栄字 西田千七十七番三 ほか四筆	埼玉県加須市栄字 下居尻五百三十七 番一ほか六筆	埼玉県加須市栄字 下居尻五百七十六 番ほか十一筆	埼玉県加須市栄字 西田千十九番二ほ か二筆	埼玉県加須市栄字 西田千三十六番	埼玉県加須市栄字 本田百六番	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷八百五番ほ か八筆	埼玉県加須市栄字 下居尻五百五十番 ほか五筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百四十七番 一ほか一筆	埼玉県加須市栄字 高野千六百三十八 番ほか二筆
一四、二二六	一七、五四五	四、一九八	一一、五一五	一六、七二八	五、二四七	一、四九八	一、九九七	一〇、一一四	七、四三六	三、九三六	二、八六八

長浜 清茂	中村 伊代	鳥海 正喜	鳥海 昇	鳥海 敏二	鳥海 時昭	鳥海 恒典	鳥海 菊男	鳥海 一男	綱川 みつ江	筑 洋一	田沼 直
埼玉県加須市戸崎 三百八十四番地	埼玉県加須市戸崎 十七番地	埼玉県加須市本郷 五百四番地	埼玉県加須市本郷 千二百十七番地	埼玉県加須市本郷 五百二十五番地	埼玉県加須市本郷 九百九十番地	埼玉県加須市本郷 千二百七十八番地	埼玉県加須市本郷 千十番地	埼玉県加須市本郷 千十一番地	埼玉県加須市日出 安八百三十八番地	埼玉県加須市戸崎 二百七十二番地	埼玉県加須市土手 二丁目九番四十五 号
埼玉県加須市戸崎 字城附五百八十五 番二ほか五筆	埼玉県加須市上高 柳字山王千百八十 一番一ほか十筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百四十六番 一	埼玉県加須市栄字 樋堀南百九十七番 一ほか一筆	埼玉県加須市栄字 本田百二十二番ほ か一筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百四十九番 一	埼玉県加須市栄字 樋堀南百五十五番 ほか一筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百八十七番 二	埼玉県加須市栄字 樋堀南百六十九番 ほか一筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百十九 番一ほか四筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百二番一 ほか四筆	埼玉県加須市上高 柳字山王千百九十 四番
五、 二七三	一一、 二九三	八二八	一、 八三三	一、 六九九	八六七	三、 二四五	五四八	二、 九九六	四、 五〇六	三、 〇九六	四四二

間中 健一郎	松本 昇	町田 良一	藤間 牧雄	福島 一雄	蛭間 榮重	羽鳥 勝明	蓮見 計司	橋本 光男	橋本 早苗	萩原 浩	野澤 保雄
埼玉県加須市向古 河九十九番地四	埼玉県加須市礼羽 二百五十二番地三	埼玉県加須市上高 柳八百三十八番地	埼玉県加須市戸崎 三百七十七番地	埼玉県加須市戸崎 千二百四十五番地 二	埼玉県加須市上高 柳八百四十五番地	埼玉県加須市上高 柳五百二十一番地 イ号	埼玉県加須市戸崎 二百二番地	埼玉県加須市栄二 百八十八番地	埼玉県加須市戸室 千二百四十九番地	埼玉県加須市栄二 千四百八十八番地	埼玉県加須市本郷 千二百七十五番地
埼玉県加須市栄字 高野千七百十番	埼玉県加須市上高 柳字広島千三十一 番ほか二筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百十七 番一ほか三筆	埼玉県加須市戸崎 字城附五百八十三 番一ほか十一筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷八百八十四 番ほか一筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百三十 四番二ほか七筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下九百七十 四番ほか一筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百六十二 番ほか四筆	埼玉県加須市栄字 高野千六百二十八 番ほか十筆	埼玉県加須市戸室 字七番六百三十番 一ほか二筆	埼玉県加須市栄字 高野千七百三十三 番ほか十六筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百五十一番 一ほか一筆
七六九	九、 一〇二	三、 九一〇	一、 〇九九	一、 九八二	八、 九〇四	一、 九九六	五、 二〇五	二、 九五八	二、 〇三二	一、 九二三	九六九

山崎 基一	山崎 繁雄	柳田 英孝	柳田 岩男	安河 誠一	森戸 政己	茂木 親司	茂木 壮一	宮地 日出夫	宮崎 晴夫	水野 良夫	水野 清
埼玉県加須市駒場 四十八番地	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地	埼玉県加須市栄九 百八十八番地	埼玉県加須市栄九 百八十九番地一	埼玉県加須市上高 柳八百五十四番地	埼玉県加須市飯積 千七百七十九番地	埼玉県加須市上高 柳八百十五番地	埼玉県加須市上高 柳八百二十五番地	埼玉県加須市戸崎 二百一番地	埼玉県加須市礼羽 七百十九番地	埼玉県加須市上高 柳九百十七番地二	埼玉県加須市日出 安千三百九十三番 地二
埼玉県加須市栄字 西田千百二十一番 一ほか一筆	埼玉県加須市栄字 西田千百四十二番 一	埼玉県加須市栄字 上居尻千二百三番 一ほか三十四筆	埼玉県加須市栄字 鷹匠七百十二番二 ほか三筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下八百四番 ほか五筆	埼玉県加須市栄字 中新田二百八十二 番五ほか七筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百三十 番ほか三筆	埼玉県加須市上高 柳字広島千三十四 番ほか九筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百六十七 番ほか八筆	埼玉県加須市上高 柳字広島千四十九 番	埼玉県加須市上高 柳字柳下九百八十 一番ほか七筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下九百八十 二番ほか四筆
二、 六九四	一、 三三七	四八、 五一五	六、 四八四	四、 五五四	一〇、 六八三	三、 九九九	一二、 四〇五	八、 一三一	二、 九五八	七、 八二四	四、 六二七

吉田 正行	小林 容彰	イオンアグリ創 造株式会社	渡邊 司	渡辺 健司	渡邊 克行	吉野 信雄	吉澤 典子	吉澤 進	吉澤 清	吉澤 明雄	有限会社早川農 場
埼玉県久喜市菖蒲 町小林千二百二十五 番地	埼玉県羽生市大字 稲子千二百二十八 番地一	千葉県美浜区中瀬 一丁目五番一	埼玉県加須市戸崎 百十番地	埼玉県加須市戸崎 百七番地四	埼玉県加須市戸崎 百二十一番地	埼玉県加須市栄二 百三十番地	埼玉県加須市上高 柳八百四十四番地	埼玉県加須市上高 柳九百十五番地一	埼玉県加須市上高 柳九百四十九番地	埼玉県加須市上高 柳九百三十七番地	埼玉県加須市平永 八百二十三番地一
埼玉県久喜市菖蒲 町小林字小田八千 五百四十二番一ほ か五筆	埼玉県羽生市大字 本川俣字宮地千七 百九十八番ほか一 筆	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字中新田 千五百番ほか十八 筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷八百八十六 番ほか七筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷九百番一ほ か三筆	埼玉県加須市上高 柳字山王千百十一 番一ほか百四十五 筆	埼玉県加須市栄字 中新田二百八十一 番六	埼玉県加須市上高 柳字柳下七百十九 番二ほか二筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下八百七番 ほか三筆	埼玉県加須市上高 柳字柳下九百八十 七番ほか二筆	埼玉県加須市上高 柳字広島千五十八 番ほか八筆	埼玉県加須市戸崎 字鍵谷七百三番ほ か九筆
一一、 四六六	四、 八七二	二〇、 九三三	六、 七九八	三、 八六五	一八七、 六二八	八九三	二、 〇九五	三、 六一〇	三、 〇四三	九、 六七三	一〇、 四六六

岩崎 文雄	岩崎 秀男	岩崎 富夫	岩崎 千秋	岩崎 猛	伊東 康夫	石川 清	石川 宇一	安齋 尚志	赤沼 義弘	赤沼 裕	有限会社神扇農業機械化センタ
埼玉県比企郡滑川町大字福田三千二百九番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千百三十一番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千三百三十二番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千七百七十八番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千九十五番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千二百七十三番地一	埼玉県比企郡滑川町大字福田二千七百四十六番地五	埼玉県比企郡滑川町大字福田二千七百四十九番地	埼玉県比企郡滑川町大字山田五百九十七番地	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千三百八十七番地	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千三百八十八番地	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地
埼玉県比企郡滑川町大字福田字稻荷前四千三百二十番ほか二筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字天神前四千三百三十七番	埼玉県比企郡滑川町大字福田字天神前四千三百三十六番ほか三筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字榎四十四番五十番ほか十二筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字稻荷前四千三百五十五番	埼玉県比企郡滑川町大字福田字中在家裡四千四百一番ほか二筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字稻荷前四千三百三番ほか十八筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字稻荷前四千三百十九番ほか一筆	埼玉県比企郡滑川町大字山田字清水二百六十七番ほか六筆	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字表前五千六百六十四番ほか一筆	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字稻荷前五千七百五十番ほか三筆	埼玉県幸手市大字神扇字平須賀前五百七十九番二ほか八筆
七、一三〇	三、五九五	一〇、九〇〇	一八、七七九	三、八三二	六、八九二	三六、七五六	三、二三一	三、一一七	七、七〇八	六、七八五	二〇、六一八

神山 昌美	神山 家立	金子 修治	加藤 義雄	小高 孝彦	大林 二郎	大谷 博	江森 逸郎	内田 敏雄	内田 孝義	上野 孝志	上野 建司
埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千三 百二十四番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千二 百八十番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千二百 八十三番地	埼玉県東松山市大 字大谷千五十八番 地二	埼玉県比企郡滑川 町大字山田五百九 十四番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千三百 九十四番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千二百 四十四番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田三百八 十番地二	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千四百 七十六番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田千七百 十番地一	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾四百十 六番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千四百 番地
埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字表前 五千七百二十三番 ほか六十四筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字天神 前四千三百三十九 番ほか七筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字稻荷 前五千七百五十七 番ほか十三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字壺町 田二千六百二十五 番ほか二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字本納 地五百十二番三ほ か九筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字表前 五千七百七番ほか 三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字谷ノ 前五千五百三十五 番ほか三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字宮田 八百二十九番ほか 三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字表前 五千七百十八番	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字久保 田千三百八十三番 ほか七筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字表前 五千六百七十七番 ほか十筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字谷ノ 前五千五百十五番
六八、〇四九	一三、八八五	二〇、一九七	四、〇九八	五、八八五	二、七二八	六、九六四	二、九二二	四、九一九	八、五七八	一七、〇四二	二、〇七〇

贄田 忠雄	贄田 仁一	贄田 静男	贄田 勝正	田口 光明	鈴木 和市	鈴木 義友	鈴木 實春	島田 郁生	小宮 國治	小久保 二三男	小久保 光治
埼玉県比企郡滑川 町大字山田九百四 十四番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田九百三 十七番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田千四百 六十七番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田千四百 十一番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田二千三 百四十九番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田二千二 百七番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田二千二 百九十七番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田二千二 百七十番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千八百 一番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千四百 四十番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千四百 三十二番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千七 百四十五番地
埼玉県比企郡滑川 町大字山田字三本 木千九十五番一 ほか六筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字三本 木千二百八番一ほ ほか六筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字久保 田千四百番ほか十 二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字新井 千二百四十番一ほ ほか六筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字山王 二千二百三十四番 一ほか六筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字小江 戸五千三十二番三 ほか二百三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字山王 二千二百七十六番 一ほか一筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字山王 二千二百二十二番 ほか一筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字稻荷 前五千七百五十一 番ほか六筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字表前 五千六百五十一番 ほか四筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字表前 五千六百七十九番	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字榎四 千四百五十三番ほ ほか二筆
二、 三六八	四、 五七二	七、 六一〇	四、 一四六	六、 〇五七	一五四、 九三七	三、 三〇六	二四三	一一、 四七二	四、 九一四	二、 八六七	五、 九九三

松本 知義	堀口 近三	堀口 和夫	福田 茂男	野澤 正芳	野澤 文夫	野澤 利夫	西田 晴夫	贄田 基司	贄田 美津江	贄田 決	贄田 秀樹
埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千二 百九十二番地一	埼玉県比企郡滑川 町大字福田二千七 百二十番地	埼玉県比企郡滑川 町大字福田三千七 百三十四番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾四百五 十三番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田二千三 百九十一番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田二千五 百九十六番地一	埼玉県比企郡滑川 町大字山田二千三 百三十四番地	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾千五十 一番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田千四百 二十八番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田千二百 九十九番地一	埼玉県比企郡滑川 町大字山田九百二 十六番地	埼玉県比企郡滑川 町大字山田千三百 番地
埼玉県比企郡滑川 町大字福田字榎四 千四百四十六番ほ か三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字小川 谷四千二百三十一 番ほか一筆	埼玉県比企郡滑川 町大字福田字榎四 千四百五十四番ほ か三筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字表前 五千六百六十五番 ほか四筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字久保 田千四百一十一番ほ か四筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字老町 田二千六百十二番 一ほか五筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字仲区 千七百四十四番ほ か八筆	埼玉県比企郡滑川 町大字羽尾字谷ノ 前五千五百三十二 番	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字久保 田千三百八十五番 ほか十二筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字久保 田千三百九十五番 一ほか七筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字三本 木千百五十八番一 ほか十筆	埼玉県比企郡滑川 町大字山田字矢崎 前千三百五十六番 一ほか二筆
八、 六〇七	三、 三九八	五、 七六五	八、 六三七	六、 三三七	四、 四〇一	五、 三七四	三、 一四七	一、 一九〇	六、 六四五	九、 二〇六	六、 〇八七

萩原 康広	主山 義雄	中井 健一	高橋 文彦	清水 茂則	柴崎 剛	木村 豊	木口 和久	吉田 洋一	吉田 政彦	吉田 政史	吉田 昇
埼玉県児玉郡神川町大字新里千八百二十三番地一	埼玉県児玉郡神川町大字新里千八百十二番地	埼玉県児玉郡神川町大字新里二千七百九十八番地二	埼玉県児玉郡神川町大字新里千六百八十番地	埼玉県本庄市児玉町宮内千三百五十五番地	埼玉県児玉郡神川町大字新里千七百七十四番地一	埼玉県児玉郡神川町大字新里六百二十四番地一	埼玉県児玉郡神川町大字新里千六百八十九番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田二千八百七十二番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千三百四番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千三百四番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千二百二十八番地七
埼玉県児玉郡神川町大字新里字上宿千八百四十七番一ほか十四筆	埼玉県児玉郡神川町大字新里字北塚原三百二十番ほか十四筆	埼玉県児玉郡神川町大字新里字上前田二千四百三十番ほか三十五筆	埼玉県児玉郡神川町大字新里字上前田二千四百四十六番ほか四十九筆	埼玉県児玉郡神川町大字新里字池下五十番ほか十二筆	埼玉県児玉郡神川町大字新里字上宿千七百七十番一ほか五筆	埼玉県児玉郡神川町大字新里字上羽根倉千九百九十六番一ほか三筆	埼玉県児玉郡神川町大字新里字池下六十八番ほか六十筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字小川谷東四千二百八番ほか二筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字小川谷四千二百二十二番ほか一筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字天神前四千三百四十三番ほか二筆	埼玉県比企郡滑川町大字福田字中在家裡四千四百三番ほか二筆
一〇、一八二	一六、七九〇	四四、二六七	六五、八九五	一三、七五七	二、七二八	六、七六九	八三、四一二	六、六四三	八、四二七	七、〇九五	一〇、〇八七

八木 大輔	株式会社藤江農 園	吉田 昭一	吉田 昭	矢島 正和	ひびきの農産株 式会社	塚越 康弘	金井 武司	入 文隆	安藤 利一	山田 浩	ひびきの農産株 式会社
埼玉県北葛飾郡松 伏町大字田中一丁 目十番地八	埼玉県北葛飾郡松 伏町大字大川戸七 百八十三番地	埼玉県児玉郡上里 町大字五明五百五 十九番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字五明七百七 十九番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀四百二 十番地	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀四百四 十番地	埼玉県児玉郡上里 町大字五明七百三 十二番地一	埼玉県児玉郡上里 町大字五明七百六 十八番地	埼玉県児玉郡上里 町大字五明五百二 十七番地	埼玉県児玉郡神川 町大字新里百六十 三番地四	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号
埼玉県北葛飾郡松 伏町大字大川戸字 砂田千七番ほか八 筆	埼玉県北葛飾郡松 伏町大字大川戸字 曾根田千三百八十 九番一ほか二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字天神 林九百九十七番一	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字天神 林九百七十一番三 ほか一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字北房 谷戸六百八十四番 三ほか二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字北房 谷戸六百九十四番 四ほか十六筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字北房 谷戸六百八十五番 一	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字北房 谷戸六百九十四番 四ほか十二筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字北房 谷戸七百五十五番 二ほか十筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字北房 谷戸七百五十二番 三	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字池下 三十七番一ほか十 三筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字池下 三十七番一番ほか 三十五筆
七、 二五五	二、 二五一	四、 二二五	二、 二六〇	一、 九五二	三〇、 四九二	一、 一八一	二二、 三二一	八、 〇七六	二、 二七七	一六、 六四三	五〇、 二一九

二 申請年月日

平成二十八年二月十七日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十八年二月二十六日から平成二十八年三月十一日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第二百四十三号

測量計画機関である嵐山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

嵐山町

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

嵐山町大字川島地内

四 作業期間

平成二十八年二月十五日から平成二十八年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第二百四十四号

測量計画機関である宮代町道仏土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

宮代町道仏土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量及び出来形確認測量）

三 作業地域

宮代町道仏土地区画整理事業区域内

四 作業期間

平成二十八年二月二十五日から平成二十八年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百四十五号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量及び三級基準点測量）

三 作業地域

吉川市内全域

四 作業期間

平成二十八年一月二十日から平成二十八年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第二百四十六号

平成二十七年埼玉県告示第千六百六十三号で公示した公共測量は、平成二十八年一月二十七日終了した旨測量計画機関である北本県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十七号

蓮田市から蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十八号

狭山市から狭山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十九号

小川町から小川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、本庄市から児玉都市計画事業児玉南土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

現場写真作成装置用プリントパックの単価契約 4,340箱

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成29年3月31日（金）まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部鑑識課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、入札者が見積もった単価に本県が示す予定数量を乗じた総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 國嶋 電話048-832-0110（内線2245）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年4月6日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年4月5日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年4月6日（水）午前10時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成28年4月6日（水）午前10時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年3月28日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年3月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成28年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Purchase of Photographic paper for picture making device Quantity;4,340
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m. April 6,2016 By mail;5:00 p.m. April 5,2016 In person;10:30 a.m. April 6,2016
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年三月二十三日

指令川建セ第二六〇一一四〇号

二 検査済証番号

平成二十八年二月二十二日

川建セ第二七〇〇九二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字高根八百十一番六、八百十二番六、八百十四番

二十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀四百九十六番地一クレストールSHIGA二〇二

新井 恒雄

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年十月五日

指令川建セ第二七〇〇五三〇号

二 検査済証番号

平成二十八年二月二十四日

川建セ第二七〇〇八八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字木ノ下九百九十五番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市大字北峰字大河原八番七

社会福祉法人ありす福祉会 理事 宮倉 裕二